

(平成24年11月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は22万9,000円、16年6月15日は29万2,000円、同年12月15日は21万4,000円及び17年12月15日は8万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日  
② 平成16年6月15日  
③ 平成16年12月15日  
④ 平成17年12月15日

株式会社Aから支給されていた夏、冬の賞与のうち、申立期間①から④までについては、年金事務所において記録訂正がされなかったが、申立期間に係る賞与明細書又は預金通帳の入金記録のとおり賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、各申立期間に係る賞与記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人から提出された賞与明細書及び預金通帳の入金記録により、申立人は、平成15年6月16日は22万9,000円、16年6月15日は29万2,000円、同年12月15日は21万4,000円及び17年12月15日は8万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役からの回答は無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から④までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成元年9月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月21日から同年9月4日まで

私は、昭和41年に株式会社Aに入社し、平成7年8月に退職するまで同社及び同社の関連事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたが、B協会に出向中であつた申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの回答、同社から提出された申立人に係る発令控及び平成元年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「所得税源泉徴収簿」という。）から判断すると、申立人は、申立期間においても同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る所得税源泉徴収簿に記載されている保険料控除額から41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保

険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から8年1月1日まで

私は、平成5年3月から12年10月まで有限会社Aに継続して勤務しており、その間、給料から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間について厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間において、有限会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（当初は平成7年9月1日、現在は同年10月26日に訂正されている。）より後の平成8年1月26日付で、7年10月の定時決定の記録が取り消された上で、遡及して同年9月1日として処理されたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、有限会社Aは、平成7年10月26日（当初は、平成7年9月1日）に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、当該事業所に係る平成7年度滞納処分票により、同年5月から同年12月までの厚生年金保険料等が滞納となっていたこと、及び厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の届出を8年1月25日に社会保険事務所（当時）が受理したことが確認できることから、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年10月26日において、

厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、同僚が所持する給与明細書により、申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年9月1日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における被保険者資格喪失日は、有限会社Aの関連事業所である有限会社Bにおいて被保険者資格を取得した8年1月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、遡及して取消処理がなされた平成7年10月の定時決定の記録から、22万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から8年1月1日まで

私は、平成6年11月から11年1月まで有限会社Aに継続して勤務し、給与明細書のとおり、厚生年金保険料も控除されていたが、申立期間について厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び同僚の証言により、申立人は、申立期間において、有限会社Aに継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（当初は平成7年9月1日、現在は同年10月26日に訂正されている。）より後の平成8年1月26日付けで、7年10月の定時決定の記録が取り消された上で、遡及して同年9月1日として処理されたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、有限会社Aは、平成7年10月26日（当初は、平成7年9月1日）に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、当該事業所に係る平成7年度滞納処分票により、同年5月から同年12月までの厚生年金保険料等が滞納となっていたこと、及び厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の届出を8年1月25日に社会保険事務所（当時）が受理したことが確認できることから、当該

事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年10月26日において、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年9月1日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における被保険者資格喪失日は、有限会社Aの関連事業所である有限会社Bにおいて被保険者資格を取得した8年1月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、遡及して取消処理がなされた平成7年10月の定時決定の記録から、22万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和42年4月にA株式会社に入社し、同社C本社に勤務した後、同年5月又は同年6月から同社D支店のE職として勤務したが、年金記録を確認したところ、同年5月が未加入期間とされている。

昭和42年4月に入社してから44年12月に退職するまでA株式会社に継続して勤務していたので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

F県G課が保管するA株式会社D支店に係るH業の許可台帳に記載された申立人の勤務期間及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（A株式会社本社から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業所記号簿によると、A株式会社D支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年6月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないが、同社における申立人と同じ申立期間について記録訂正された同僚に係る年金記録確認I地方第三者委員会のあっせんによると、申立期間当時、同社ではD支店が適用事業所となる前の期間に同支店に勤務していた者については、同社本社において厚生年金保険に加入させる取扱いであったとされていることから、申立期間について、同社本社で被保険

者資格を有していたと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Bは申立期間当時の資料が残っておらず、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年7月から60年3月まで  
年金加入記録照会の結果、国民年金保険料の納付記録が見付かり、昭和52年7月から平成5年10月までの記録が統合されたが、申立期間が未納となっている。

申立期間当時、大学生であったため、母親がA町（現在は、B市）で国民年金保険料を納付していたと思うし、大学を卒業した後は、自分がC県の区役所で保険料を納付した記憶があるので、申立期間について、保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を昭和55年1月頃行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、申立人の国民年金の加入手続は61年1月頃に行われ、20歳到達月の52年\*月に遡及して被保険者資格を取得したものと推認できることから、加入手続が行われた61年1月時点では、申立期間のうち52年7月から58年9月までの期間は、国民年金保険料は時効により納付することができない期間である。

また、申立期間のうち昭和58年10月から60年3月までの期間は、国民年金保険料の過年度納付が可能な期間となるところ、申立人は申立期間の保険料を過年度納付していなかったと述べている上、当該期間について、過年度納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の母親がA町で国民年金保険料を納付していたと思うと述べているところ、A町の国民年金被保険者台帳によれば、申立人の欄に国民年金手帳記号番号の記載が無く、昭和57年4月1日にC

県D市に転出した旨が記載されていることから、申立期間当時、申立人はA町において国民年金に未加入であったことがうかがわれ、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人及びその母親が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月から53年3月まで

私が20歳になったときに父親が国民年金の手続を行い、「これで社会人になったよ。」と父親から言われ、国民年金に加入したことを知った。各種学校を卒業した後も、身体の弱かった母親の手伝いをしながら、そのまま父親に国民年金保険料を納付してもらっていた。

8年前に父親が亡くなるまでは、国民年金保険料を納付した領収書が全て残っていたそうだが、私が結婚してA県に転居したということで、現在は母親が全て捨ててしまった。

私の年金記録に未納期間があることを姉に話したところ、姉が領収書を持っていたため調査をお願いしたい。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の同記号番号は昭和55年6月5日に払い出されたことが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は同年6月頃に行われたものと推認され、その結果、国民年金の被保険者資格を20歳到達時の50年\*月\*日に遡って取得したものと考えられるが、この手続が行われるまで申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、納付書は発行されなかったものと考えられる上、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人が申立期間当時に居住していたB市の年度別納付状況リストによれば、国民年金資格取得年月日の欄に昭和50年\*月\*日付けで強制加入したことが記載されているが、同リストの納付記録欄には53年3

月以前に保険料が納付された記録は見当たらない。

さらに、C町の国民年金被保険者名簿によれば、国民年金資格取得年月日の欄に昭和50年\*月\*日付けで新規で強制加入したことが記載されており、納付記録欄の昭和53年度以降には「定額年度内完納」の印が押されているものの、52年度の9月及び3月の欄には「未」の文字が記載されており、それ以前の年度には納付をうかがわせる記録は見当たらない。

加えて、加入手続が行われたと考えられる昭和55年6月は、国民年金法附則第4条に基づく「第3回特例納付」が可能な期間となっているが、申立人又はその父親が申立期間の保険料を特例納付制度により納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 1 日から 40 年 6 月 15 日まで

申立期間について、A市B町に所在したC株式会社（現在は、D株式会社）E営業所にF職として勤務した。勤務当初はF職助手として採用されたが、その後免許を取得したので、正規のF職となった。

当時から業界の最大手だったC株式会社が厚生年金保険に加入していなかったとは考え難い上、退職時は失業保険の給付を受けたので、社会保険料は天引きされていたはずである。

当時の写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況に関する説明及び提出された勤務当時の写真から、勤務期間を特定することはできないが、申立人がC株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C株式会社E営業所について、G県A市を管轄していたH社会保険事務所（当時）及びI社会保険事務所（当時）の事業所記号払出簿を調査したが、該当する事業所名は見当たらない上、オンライン記録でも、G県内において、申立期間にC株式会社E営業所又はC株式会社が厚生年金保険の適用事業所であったことの確認ができない。

また、D株式会社本社に照会したところ、同社は昔から厚生年金保険の届出事務を本社で一括して行ってきたとの回答があったことから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 37 年 4 月 2 日から 40 年 8 月 2 日までの期間に被保険者資格を取得している者について調査したが、申立人の氏名は見当たらない上、同社に係るオンライン記録で

も申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人は、当時 60 歳ぐらいの C 株式会社 E 営業所の所長の氏名を記憶していることから、オンライン記録において、明治 25 年から大正 9 年生まれの者で、申立人が挙げた氏名と同姓同名の者に係る記録を調査したが、厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

加えて、D 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者期間があり、申立人が当時の同僚として挙げた姓と年齢条件が符合する者で、住所が判明する 5 名に照会したが、回答があった 4 名全員が C 株式会社 E 営業所に勤務していないと答えているため、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から32年10月1日まで

私は、昭和28年6月にA株式会社B支店（現在は、A株式会社C支店）を一旦退社した後、30年5月に再入社し、平成2年5月まで勤務した。

私が持っているA株式会社の社員手帳には、申立期間に従事した業務等の記録があるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人はA株式会社の社員手帳を所持しているところ、当該手帳に記載されている申立期間に係る勤務内容について、同社では、保管している業務記録とおおむね一致しているとしており、複数の同僚の証言及び申立期間の一部に同社B支店における雇用保険の記録（昭和30年12月21日資格取得）が確認できることから、勤務開始時期の特定はできないものの、申立人が、申立期間当時、同社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社では、同社が現在管理している人事記録及び厚生年金保険の届出等の資料の中に申立人に係るものは見当たらないとしていることから、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、A株式会社B支店における申立人の申立期間に係る資格取得日は昭和32年10月1日と記録されており、同社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録とも合致している。

さらに、申立人は、A株式会社B支店において、申立期間のうち昭和

30年12月21日から厚生年金保険の被保険者資格を取得した32年10月1日までの期間について雇用保険の記録が確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、申立人と同日に被保険者資格を取得している同僚のうち雇用保険の記録が確認できる3人は、申立人と同様に、厚生年金保険の被保険者資格取得日より前に雇用保険の資格を取得していることから、申立期間当時、同社では、雇用保険と厚生年金保険の取得が必ずしも同時に行われていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚等、所在が確認できた14人に照会したところ、10人から回答が得られたが、そのうち2人は入社した時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日は異なっているとしており、別の1人は、「当時の現場は人の出入りが激しかったので、入社してもすぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」旨述べていることから、事業主は、申立人についても、申立期間には厚生年金保険に加入させていなかったことも考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年頃から 58 年 8 月頃まで

私は、昭和 55 年頃から A 県 B 郡にあった株式会社 C に約 1 年半から 2 年ぐらい勤務し、その後、D 県 E 市にあった F 株式会社で結婚前の 58 年 8 月頃まで 1 年ぐらい勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が現在勤務している株式会社 G が保管している申立人の履歴書（平成 6 年 10 月 16 日現在）によれば、時期及び期間は特定できないが、職歴として、「C 社」及び「『E』と『F』の名称を含む事業所名」の記載があり、申立人は、株式会社 C 及び E 市に所在した F 株式会社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、株式会社 C については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 58 年 7 月 31 日であり、申立期間のほとんどは同事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、株式会社 C は、平成 14 年 5 月 21 日に適用事業所ではなくなっており、既に解散していることから、当該事業所において事業主であった 2 名に照会したが、回答があった 1 名は申立人が勤務していたかは不明としており、同事業所における申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

F 株式会社については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 55 年 7 月 1 日であり、申立期間のほとんどが適用事業所であったところ、同年 7 月 1 日に資格を取得した整理番号 1 番から申立期間を

含む58年9月22日までに資格を取得した整理番号130番までの健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

また、F株式会社は、平成9年4月1日に適用事業所ではなくなっており、既に解散していることから、当該事業所において事業主であった2名に照会したが、1名は申立人は設立当初から在籍していないと回答している上、1名は資料が無く申立人が勤務していたかは不明としており、同事業所における申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

さらに、株式会社C及びF株式会社における厚生年金保険の被保険者記録から整理番号1番から10番までの被保険者各10名をそれぞれ抽出し、雇用保険の被保険者記録を調査したところ、全員の被保険者記録を確認できることから、両事業所においては厚生年金保険の被保険者については雇用保険に加入させていたと推認されるところ、申立人については両事業所における雇用保険の被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 15 日から 46 年 9 月 15 日まで  
申立期間について、A市B地区にあったC株式会社の事業所に勤務した。勤務期間中は正社員ではなく臨時社員だったが、健康保険には加入していた。

当時は、D町から会社のバスで通勤しており、同じ臨時社員だった同僚の名前も覚えている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、C株式会社において自分と同じ臨時社員だったとして名前を挙げた同僚5名のうち1名の証言から、申立人が申立期間頃に当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C株式会社で経理の責任者だった社員は、「社員が不足していたため、D町の住民を社員として臨時で雇用した。臨時雇用の社員は時間給で厚生年金保険の加入は無く、日雇健康保険に加入した。」旨述べている上、上記同僚も、「D町から会社のバスで通勤して事業所で働いた人は、全員が臨時雇用であった。時間給で厚生年金保険の加入は無かった。」としている。

また、C株式会社に係る厚生年金保険被保険者原票において、昭和 40 年 1 月 1 日から 46 年 10 月 1 日までの期間に被保険者資格を取得している者について調査したが、申立人及び申立人が名前を挙げた 5 名の同僚の氏名は見当たらない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人が名前を挙げた 5 名の申立期間に係る年金記録は、国民年金の被保険者期間となっている者が 3 名、未

加入期間となっている者が1名で、残り1名は被保険者記録が不明となっており、C株式会社における厚生年金保険の加入記録は認められない。

そのほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。